

○厚生労働省  
経済産業省  
環境省  
省令第 号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第四十一条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 名

経済産業大臣 名

環境大臣 名

有害性情報の報告に関する省令の一部を改正する省令

有害性情報の報告に関する省令（平成十六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(報告を要する知見の範囲)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状の区分に応じ、当該各号に定める知見とする。ただし、法第二条第四項に規定する監視化学物質にあつては、第一号及び第二号に定める知見</p>	<p>(報告を要する知見の範囲)</p> <p>第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。)各号に規定する性状を有することを示す知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる性状につき、当該各号に掲げる知見とする。</p>

に關し、報告することを要しない。

一〇四 (略)

五 報告対象物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合における、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)が前各号のいずれかに該当するものであること 当該各号に定める知見

(報告を要する知見に係る報告書の提出)

第二条 報告対象物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した報告対象物質について、前条に規定する知見が得られたときは、

一〇四 (略)

五 報告対象物質が自然的作用による化学的变化を生じやすいものである場合における、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質(元素を含む。)が前各号のいずれかに該当するものであること 前各号に掲げる知見

(報告を要する知見に係る報告書の提出)

第二条 報告対象物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した報告対象物質について、前条に規定する知見が得られたときは、

---

法第四十一条第一項の規定に基づき、当該知見を得た日から六十日以内に様式第一による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(報告を行う組成、性状等)

第三条 法第四十一条第三項に規定する組成、性状等に関する知見として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるものは、次の各号に定める知見とする。

一～二十五 (略)

二十六 優先評価化学物質、監視化学物質又は第

---

法第四十一条第一項の規定に基づき、当該知見を得た日から六十日以内に別記様式第一による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(報告を行う組成、性状等)

第三条 法第四十一条第三項に規定する組成、性状等に関する知見として厚生労働省令、経済産業省令及び環境省令で定めるものは、次の各号に掲げる知見とする。

一～二十五 (略)

二十六 優先評価化学物質、監視化学物質又は第

---

二種特定化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合における、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）に関する前各号のいずれかに定める知見

（報告を行う組成、性状等に係る報告書の提出）

第四条 優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質について、前条に規定する知見を有しているときは、法

---

二種特定化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合における、自然的作用による化学的变化により生成する化学物質（元素を含む。）に関する前各号のいずれかに掲げる知見

（報告を行う組成、性状等に係る報告書の提出）

第四条 優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質の製造又は輸入の事業を営む者は、その製造し、又は輸入した優先評価化学物質、監視化学物質又は第二種特定化学物質について、前条に規定する知見を有しているときは、法

---

第四十一条第三項の規定に基づき、遅滞なく、様式第二による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出するものとする。

第四十一条第三項の規定に基づき、遅滞なく、別記様式第二による報告書を、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出するものとする。

様式第一を次のように改める。

様式第一(第二条関係)

有害性情報報告書

□年 □月 □日

厚生労働大臣  
経済産業大臣 殿  
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあつては、  
その代表者の氏名

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第41条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別記のとおり報告します。

試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等の添付を省略する場合は、以下に理由を記載

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等を添付すること。
3. 報告対象物質の名称は、構造がわかる名称(IUPAC 名称、CAS 登録名称等)を記載すること。
4. 官報公示整理番号の欄には、新規化学物質の場合、新規化学物質に関する審査の処理番号等を記載すること。  
優先評価化学物質の場合、通し番号及び官報公示整理番号の両方を記載すること。
5. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Cheical Abstracts Service)によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。

(別記)

1. 化学物質名称等

(1) 報告対象物質の名称 :

(2) 構造式 :

(3) 官報公示整理番号 :

(新規化学物質の場合は処理番号、優先評価化学物質の場合は通し番号及び官報公示整理番号)

(4) CAS登録番号  
(CAS RN) :

2. ① 有害性情報等の概要

(1) 知見を得た年月日 :

年 月 日

(2) 入手方法 :

(3) 試験の種類 :

(4) 試験等の結果 :

2. ② 有害性情報等の概要

(1) 知見を得た年月日 :

年 月 日

(2) 入手方法 :

(3) 試験の種類 :

(4) 試験等の結果 :

2. ③ 有害性情報等の概要

(1) 知見を得た年月日 :

年 月 日

(2) 入手方法 :

(3) 試験の種類 :

(4) 試験等の結果 :

2. ④ 有害性情報等の概要

(1) 知見を得た年月日 :

年 月 日

(2) 入手方法 :

(3) 試験の種類 :

(4) 試験等の結果 :

様式第二を次のように改める。

様式第二(第四条関係)

有害性情報報告書

□□年 □□月 □□日

厚生労働大臣  
経済産業大臣 殿  
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあつては、  
その代表者の氏名

住所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第41条第3項の規定に基づき、別記のとおり報告します。

試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等の添付を省略する場合は、以下に理由を記載

備考

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. 試験報告書、有害性情報の内容を示す書類等を添付すること。
3. 報告対象物質の名称は、構造がわかる名称(IUPAC 名称、CAS 登録名称等)を記載すること。
4. CAS登録番号(CAS RN)は、米国化学会(American Chemical Society)の情報部門であるCAS(Cheical Abstracts Service)によつて個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。

(別記)

1. 化学物質名称等

(1) 優先評価化学物質、監視  
化学物質又は第2種特定  
化学物質の名称

:

--

(2) 構造式

:

--

(3) 官報公示整理番号

:

--

(4) 通し番号又は政令番号

:

--

(5) CAS登録番号  
(CAS RN)

:

--

2. 有害性情報等の概要

(1) 試験の種類

:

--

(2) 試験等の結果

:

--

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。